

平成 24 年 12 月 11 日

各位

会 社 名 株式会社セルシード
代表者氏名 代表取締役社長 長谷川 幸雄
(コード番号：7776)
本店所在地 東京都新宿区若松町 33-8
問 合 せ 先 取締役最高財務責任者管理部門長 細野 恭史
電 話 番 号 03-5286-6231

第三者割当による新株式及び第 9 回新株予約権の発行並びに
コミットメント条項付第三者割当契約締結に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 12 月 11 日開催の取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行及び第 9 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行（以下本新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。）並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 本新株式発行の概要

(1) 発 行 期 日	平成 24 年 12 月 27 日（木）
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 254,492 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 668 円
(4) 資 金 調 達 の 額	170,000,656 円（差引手取概算額：157,600,656 円）
(5) 資 本 組 入 額	1 株当たり 334 円
(6) 資 本 組 入 額 の 総 額	85,000,328 円
(7) 募集又は割当て方法 （割 当 予 定 先）	マイルストーン社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

（注）本新株式の発行要項を末尾に添付しております。

(2) 本新株予約権発行の概要

(1) 割 当 日	平成 24 年 12 月 27 日（木）
(2) 新株予約権の総数	649 個
(3) 発 行 価 額	総額 3,439,700 円（新株予約権 1 個につき 5,300 円）
(4) 当該発行による 潜 在 株 式 数	973,500 株（新株予約権 1 個につき 1,500 株）
(5) 資 金 調 達 の 額	653,737,700 円（差引手取概算額：619,037,700 円） （内訳）新株予約権発行による調達額：3,439,700 円 新株予約権行使による調達額：650,298,000 円

	差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行 使 価 額	1株当たり 668 円
(7) 募集又は割当て方法 (割 当 予 定 先)	マイルストーン社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、行使価額固定型であり、価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS フラントとは異なるものであります。 ② 本新株予約権の行使指示 割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、同社と締結した本契約により、次の場合には当社から割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場（グロース）（以下「JASDAQ グロース」といいます。）における 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 110%（735 円）を超過した場合、当社は、条件成就日の出来高の 15%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・JASDAQ グロースにおける 5 連続取引日の終値単純平均が行使価額の 130%（869 円）を超過した場合、当社は、条件成就日の出来高の 20%を上限に、割当予定先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 上記行使指示を受けた割当予定先は、条件成就の日の翌日より起算して 5 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。 なお、行使指示の対象となる株式の数は直近 7 連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社株式の数の累計が、マイルストーン社と当社の大株主が締結した株式貸借契約（下記「6.（5）株式貸借に関する契約」参照）の対象となる株式数（274,000株）のうち、当該条件成就日のJASDAQグロースにおける当社普通株式の普通取引終了時点でマイルストーン社が保有している株式の数を上限としております。 ③ 行使条件 本新株予約権の行使により、行使後に行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式の総数が、599,366 株（本新株式発行後の当社発行済株式総数（5,993,666 株）の 10%に相当する株式数）を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。 ④ 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日から 4 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「本取得日」という。）を決議することができます、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新

	株予約権者に対し、本取得日の通知又は公告を当該本取得日の2週間前までに行うことにより、本取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該本取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 ⑤ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。 ⑥ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。
--	--

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

【本新株式及び本新株予約権の発行の目的及び理由】

当社グループは、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授（当社取締役）が世界で初めて創唱した技術で、バラバラの細胞から人体を構成する様々な組織の基本単位（「細胞シート」＝有機的に結合したシート状の細胞塊）を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治療できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。当社では、再生医療において一種の医薬品用途で利用されるこのような細胞シートを「細胞シート再生医療医薬品」と呼んでおります。

当社グループは、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療医薬品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。当社グループでは、現在、角膜再生上皮シート、心筋再生パッチ、食道再生上皮シート、歯周組織再生シート、軟骨再生シートの5つの開発候補品を有しております。研究開発が最も進んでいる角膜再生上皮シートについては、欧州を皮切りとした世界各国での事業化を目指しております。また食道再生上皮シートについてはこれまでに共同研究先における臨床研究が終了しており、その他3つの開発候補品については現在共同研究先において臨床研究が進められています。

2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである温度応答性細胞培養器材とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援する「再生医療支援事業」です。当社グループでは、これまでに構築した国内外の販売代理店網を通じてマーケティング・販売活動を行っております。

当社グループの収益基盤を確立するためには、共同研究先との協働による細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業双方における研究開発活動（特に細胞シート再生医療事業における前臨床研究、臨床研究、治験、各国薬事承認取得などの活動）の推進と両事業における製品製造・マーケティング・販売活動の拡充が必要です。ただし、いずれの事業もまだ先行投資期にあり、特に医薬品の一種である細胞シート再生医療医薬品の研究開発を行う細胞シート再生医療事業はその本質として多額の研究開発先行投資を必要といたします。そのため、当社グループは直近の四半期決算（平成24年12月期第3四半期決算）において研究開発先行投資等を主因とする営業損失を計上しており、また中期事業計画（平成24年11月13日付「平成24年12月期第3四半期マイルストーン開示 当社グループ事業計画の進捗状

況及び平成 24 年 2 月 14 日公表マイルストーン開示の修正について」及び平成 24 年 12 月 4 日付「マイルストーン開示の修正に関するお知らせ」による修正後の「平成 24 年 12 月期～平成 26 年 12 月期マイルストーン開示に係る事業計画について」で公表した 3 事業年度分の事業計画）においても平成 26 年 12 月期まで研究開発費をはじめとする経費投下が収益を上回る計画としております。

このような財務状況を踏まえて、当社グループは、従来より以下のような方針に基づいて財務運営を行っております。

- ① 事業計画の遂行に必要な資金は基本的に手許資金、製品・商品販売収入、提携契約一時金、提携先の負担、公的助成金・補助金等で賄うが、これら資金の手当ての状況に応じて先行投資（経費）をコントロールすることを基本方針とする
- ② 事業計画を着実に遂行すると同時に、当社企業価値の更なる向上を目指して柔軟な研究開発等の先行投資（経費）を行うことができるよう、上記①における獲得資金の増額やその他の手段による必要資金の手当てに適宜取り組む

このような財務運営方針に基づき、当社グループはこれまで必要資金の手当てのために様々な施策を実行してまいりました。

具体的には、平成 23 年 4 月に米国 Emmaus Medical Inc.（以下「エマウス社」という。）との間で総額 1,000 万米ドル（契約締結時の為替レートで約 8.5 億円に相当）の契約一時金を伴う 2 本の提携契約（共同研究開発基本契約、米国角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約）を締結いたしました。また、平成 23 年 10 月には、野村證券株式会社を割当先とした第三者割当による第 4 回乃至第 8 回新株予約権を発行し、新株予約権が全て行使された場合の払込総額ベースで 10 億円の資金調達枠を設定いたしました。

このうち、エマウス社からは、平成 24 年 12 月期第 1 四半期中に米国角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約に基づく一時金 150 万米ドル（約 1.1 億円）を受領しております。ただし、共同研究開発基本契約に基づく一時金 850 万米ドルについては、受領要件である当社からの技術移転が未了であること及びエマウス社側の財務計画の調整から未だ受領に至っていないことから、受領時期が平成 25 年 12 月期となる見通しであるものの現時点においては未確定な状況となっております。また、野村證券株式会社に割り当てた新株予約権に関しては、これまでに 3.5 億円分が行使されましたが、平成 24 年 5 月 22 日以降当社株価が新株予約権の下限行使価額を下回る状況が続いており行使実績がございません。

以上のような状況を踏まえて、当社グループは平成 24 年 5 月に経営合理化策を発表し、役員報酬の減額、平成 24 年度夏季従業員賞与の支給見送り、希望退職の募集・実施を柱とする支出削減を実行いたしました。また、並行して全社的な支出計画の見直しによる支出抑制に取り組み、これらの施策の効果が経費の削減として具体的な形で表れてきております。

一方、必要資金の手当てについては、上述の状況を踏まえて、事業提携等を含めた資金調達の実現を最優先課題と位置付けて取り組んでまいりました。

再生医療事業という革新的な事業に関する提携の実現は必ずしも容易ではないと考えられますが、最近になって再生医療事業を取り巻く環境は活性化してきております。例えば、平成 24 年に入って政府より相次いで「医療イノベーション 5 か年戦略」と「日本再生戦略」が発表され、これらの文書の中で再生医療の産業化が重点的な取組項目として挙げられております。また、平成 24 年 10 月には生物のあらゆる細胞に成長でき再生医療の実現につながると期待される「iPS 細胞（人工多能性幹細胞）」を世界で初めて作製した山中伸弥京都大学教授・同 iPS 細胞研究所長がノーベル医学・生理学賞を受賞することが発表され、改めて再生医療が各方面の注目を浴びる機会となったと共に、本件を契機に政府の再生医療に対する前向きな取組姿勢にさらなる弾みがつくことが期待されます。

このような基礎研究成果や政府の取組姿勢などが再生医療の産業化にとって前向きな環境を醸成する中、近時、複数の大手企業が再生医療分野あるいはその関連分野への参入を正式に表明するケースが見られるようになりました。他方、医療用医薬品分野は薬事法規制対応の必要性などから一般的に参入障壁が高いとされており、その中でも最先端の技術を活用する再生医療分野はもう一段参入障壁が高く

なっていると言えます。当社グループは、そのような参入障壁を有する再生医療分野あるいはその関連分野への参入を検討している企業にとって当社グループのような先行企業との提携は高い参入障壁を乗り越えるための戦略的選択肢の1つになり得ると考えております。他方、当社グループは基盤技術・特許網・研究開発パイプライン及び薬事法規制対応を含めた経験・ノウハウなどを有する先行企業の1つであるものの研究開発先行投資資金及び運転資金の調達を最重要課題としており、従って潤沢な資金背景と新規事業分野への参入意欲を有する大手企業は当社グループにとって重要な戦略的提携パートナーになり得る相手方です。

当社グループは、このような環境認識に基づいて、現在複数の相手方と事業提携等に関する交渉を推進しておりますが、現在までに具体化したものはございません。一方、当社グループは引き続き全社的な支出抑制に取り組んでいるものの、時間の経過とともに当社グループの手許資金残高及び純資産額が徐々に減少する状況にあり、平成24年12月期第3四半期連結会計期間末においても当社グループについて継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。従いまして、事業提携等を通じた安定資金の調達が実現するまでの間に必要となる自己資本拡充と運転資金及び研究開発資金の確保が、現在の当社グループにとって喫緊の課題となっております。

以上のような状況を総合的に勘案して、今般当社は自己資本拡充及び運転資金並びに研究開発資金確保の双方の課題に対応することを目的として、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。

当社は、本資金調達並びにその後の事業提携等の推進及び研究開発活動の推進による細胞シート再生医療医薬品の事業化を通じて安定的事業基盤を確立することで中長期的な企業価値向上を図る方針であり、従って本資金調達は株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと判断しております。

なお、当社は、本新株式及び本新株予約権の発行にあたり、第5回乃至第8回新株予約権（本日現在残存する新株予約権の数は13個です。なお、第4回新株予約権については、全て行使されており、残存する新株予約権はありません。）に係る潜在株式について、将来へ向けた当社株式の希薄化を回避するため、各回新株予約権要項の規定に従い、本新株式及び本新株予約権の払込期日である平成24年12月27日（以下「取得日」といいます。）において残存する新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに消却することを平成24年12月11日開催の当社取締役会において決議いたしました。これにより、取得日において残存する第5回乃至第8回新株予約権は、取得日をもって当社に取得され、消却される予定です。詳細につきましては、当社の本日付プレスリリース「第5回乃至第8回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

（１）その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。しかしながら、前述の当社の細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業はともに未だ先行投資段階にあり、当面研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みであることから、間接金融（銀行借入）による資金調達は、事実上調達困難な状況であり、本日現在においても、間接金融（銀行借入）による資金調達は行っておりません。

そのため、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得

ない状況であります。そこで、数あるエクイティ・ファイナンス手法から資金調達手法を選択するにあたり、昨今の相場環境に鑑みて、既存株主の皆様の利益に充分配慮した仕組みを備えた手法であるかどうかを重視して以下の資金調達方法を検討いたしました。

公募増資及び株主割当増資については、調達に要する時間及びコストも第三者割当による株式及び新株予約権の発行より割高であること、また、同時に将来の1株当たりの期待利益の希薄化も一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいとも考えられ、過去連続して赤字を計上している当社の業績や無配が続いている現状及び昨今の金融情勢・資本市場の状況を勘案した結果、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

この点、今回の割当予定先に対する本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、当社の当面の資金需要に対処するとともに、株価への下落圧力を可及的に軽減し、既存株主の皆様の利益に充分に配慮しながら継続的な研究開発資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るものであり、現時点における最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

（２）本資金調達方法（第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行）について

本資金調達方法は当面の資金需要に対応しつつ、当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴です。また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の資金調達方法と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が割当予定先に求めた点として、①純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、②株式価値の急激な希薄化をもたらさないこと、③大株主として長期保有しないこと、④株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、⑤環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。この点、マイルストーン社との協議の中で、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

① 株式価値希薄化への配慮

本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせる資金調達を行うことにより、当面の資金需要に対応しつつも、急激な希薄化を抑制することができます。また、割当予定先であるマイルストーン社からは、純投資目的であるため、当社グループの業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行わない意向である旨の表明を受けております。他方で、マイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、本新株予約権には、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の行使後にマイルストーン社が保有することとなる当社株式の数が、599,366株（本新株式発行後の当社発行済株式総数（5,993,666株）の10%に相当する株式数）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、当社株式の市場株価が行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも柔軟な資金調達が可能と考えております。

② 流動性の向上

本新株式の発行によって増加する株式数（254,492株）は平成24年9月30日現在の当社発行済株式総数5,739,174株の4.43%であり、本新株予約権の全てが行使された場合に増加する株式数（973,500株）は同発行済株式総数に対して16.96%であります。割当予定先が本新株式及び本新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。また、本契約においては、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の個数に 0.5 を乗じた個数を上限として、当社が割当予定先に対し、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されます。これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

【本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

(1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は 668 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から 973,500 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(2) 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の JASDAQ グロースにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 110% を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として条件成就の日の翌日より起算して 5 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

各行使指示は、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の JASDAQ グロースにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 110% を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権 1 個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の JASDAQ グロースにおける当社株式の出来高の 15% に最も近似する株式数となる個数（但し 1 株未満の端数を四捨五入することにより得られた個数とする）を上限として行われます。

また、当日を含めた 5 連続取引日（終値のない日を除く。）の JASDAQ グロースにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の 130% を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権 1 個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の JASDAQ グロースにおける当社株式の出来高の 20% 株に最も近似する株式数となる個数（但し 1 株未満の端数を四捨五入することにより得られた個数とする）を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の対象となる株式の数は直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社の大株主が締結した株式貸借契約（下記「6.（5）株式貸借に関する契約」参照）の対象となる株式数（274,000株）のうち、当該条件成就日のJASDAQグロースにおける当社普通株式の普通取引終了時点でマイルストーン社が保有している株式の数を上限としております。

（3）行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使後に行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式の総数が、599,366株（本新株式発行後の当社発行済株式総数（5,993,666株）の10%に相当する株式数）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

（4）取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から4ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

（5）譲渡指示

上記の取得条項に加え、より有利な他の割当先が確保された場合等に備え、本契約においては、当社の判断により、割当予定先に対して、割当予定先に割り当てられる本新株予約権の個数に0.5を乗じた個数を上限として、他の第三者への譲渡指示を行うことが可能となる条項が規定されています。当該指示により、割当予定先が当該第三者に本新株予約権を譲渡する場合の本新株予約権1個当たりの譲渡価額は、譲渡を行う日の前取引日を計算基準日とした本新株予約権1個当たりの時価、又は本新株予約権1個当たりの払込価額のうちいずれか高い金額とされております。本新株予約権1個当たりの時価は、本新株予約権1個の目的である株式数に本新株予約権の目的である株式1株当たりの時価を乗じた価格とされており、本新株予約権の目的である株式1株当たりの時価は、計算基準日より起算して5連続取引日の各日の普通取引の終値の売買高加重平均価格（VWAP）に1.1を乗じた金額より行使価額を控除した価額とされております。

（6）譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記（2）記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

調達する資金の総額	823,738,356円
内訳（本新株式の発行による調達額）	170,000,656円
（本新株予約権の発行による調達額）	3,439,700円

(本新株予約権の行使による調達額)	650,298,000 円
発行諸費用の概算額	47,100,000 円
差引手取概算額	776,638,356 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士及び新株予約権評価・発行サポート関連費用 6,000,000 円、フィナンシャル・アドバイザー費用 36,500,000 円（ガイア・パートナーズ合同会社）、登記費用関連費用 3,000,000 円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）1,600,000 円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記フィナンシャル・アドバイザー費用及び登記関連費用、株式事務手数料は減少します。

3. 新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

【本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途】

具体的な使途	金 額（百万円）	支出予定時期
① 運転資金	105	平成 25 年 1 月 ～平成 25 年 3 月
② 研究開発資金	55	平成 25 年 1 月 ～平成 25 年 3 月

① 運転資金の主な内訳

人件費 54 百万円、本社移転関連費用 20 百万円、株式管理・開示関連費用 26 百万円など

② 研究開発資金の主な内訳

人件費 23 百万円、特許関連費用 9 百万円、薬事関連費用 15 百万円など

【本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途】

具体的な使途	金 額（百万円）	支出予定時期
① 運転資金	375	平成 25 年 4 月 ～平成 26 年 11 月
② 研究開発資金	245	平成 25 年 4 月 ～平成 26 年 11 月

① 運転資金の主な内訳

人件費 244 百万円、株式管理・開示関連費用 90 百万円、家賃 24 百万円など

② 研究開発資金の主な内訳

人件費 131 百万円、特許関連費用 76 百万円、家賃 27 百万円など

今回の調達資金は、事業提携等を通じた安定資金の調達までの間の運転資金及び収益基盤確立のための研究開発資金に充当する予定です。

なお、上記資金使途は平成 26 年 11 月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、新株予約権の行使による払込みは原則として新株予約権者の判断によるものです。また、本契約には、当社による行使指示条項が定められておりますが、当該指示を行うためには市場における当社株価が一定以上である必要があり、当社市場株価の動向によりましては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性もあり、本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることになります。従って、上記資金使途の内訳は本新株予約権の行使状況によって変更される可能性があります。

本新株予約権の行使によって予定される資金調達の全部又は一部が実現できない場合、現在取り組ん

でいる事業提携等を通じた資金調達で対応する方針です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、この度調達する資金を、前述の「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した使途に充当して自己資本拡充及び事業運営の基盤となる安定運転資金の確保を図ることにより中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、本資金調達は、中長期的な企業価値の向上により株主をはじめとするステークホルダー各位の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

【本新株式】

本新株式の発行価額は、割当予定先であるマイルストーン社との協議の結果、本新株式発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成 24 年 12 月 10 日）の JASDAQ グロースにおける当社株式の普通取引の終値 742 円を参考として 9.97%のディスカウントをした 1 株 668 円と決定いたしました。発行価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

本新株式の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去 1 か月平均、3 か月平均、6 か月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成 24 年 11 月 13 日付「平成 24 年 12 月期第 3 四半期決算短信」において公表した直近の四半期決算の状況並びに平成 24 年 12 月 4 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び「マイルストーン開示の修正に関するお知らせ」の内容も踏まえて形成されていると考えられる取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。なお、参考までに、当該発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日までの過去 1 か月間の当社株式の終値平均株価 764 円に対し 12.57%のディスカウント、過去 3 か月間の終値平均株価 772 円に対して 13.47%のディスカウント、過去 6 か月間の終値平均株価 759 円に対して 11.99%のディスカウントとなっております。

かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

以上のことから本新株式の発行価額は、特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。また当社監査役全員（社外監査役 2 名を含む）は、本新株の発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を妥当とする旨の意見を述べております。

【本新株予約権】

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングによる評価書を参考に、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額を 5,300 円（1 株当たり 3.5 円）と決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成 24 年 12 月 10 日）の JASDAQ グロースにおける普通取引の終値 742 円を参考として 1 株 668 円（ディスカウント率 9.97%）に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用

いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあつてはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成24年11月13日付「平成24年12月期第3四半期決算短信」において公表した直近の四半期決算の状況並びに平成24年12月4日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び「マイルストーン開示の修正に関するお知らせ」の内容も踏まえて形成されていると考えられる取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためです

なお、参考までに、当該行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日までの過去1か月間の当社株式の終値平均株価764円に対し12.57%のディスカウント、過去3か月間の終値平均株価772円に対して13.47%のディスカウント、過去6か月間の終値平均株価759円に対して11.99%のディスカウントとなっております。

この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じております。また、当社は、行使価額の決定にあたり、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。

以上のことから本新株予約権の発行条件は、適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。また当社監査役全員（社外監査役2名を含む）は、本新株予約権の発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を妥当とする旨の意見を述べております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行によって増加する株式数は254,492株（議決権数2,544個）であり、本新株予約権の全てが行使された場合に増加する株式数は973,500株（議決権数9,735個）であることから、平成24年9月30日現在の当社発行済株式総数5,739,174株に対し21.40%（平成24年9月30日現在の当社議決権個数57,371個に対しては21.40%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、当社グループの事業はまだ先行投資段階にあるため、当面研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みであり、平成24年12月期第3四半期連結会計期間末においても、当社グループに継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。従いまして、事業提携等を通じた安定資金の調達が実現するまでの間に必要となる自己資本を拡充しかつ運転資金及び研究開発資金を確保することが、現在の当社グループにとって喫緊の課題となっております。

また、前述の【本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する本新株予約権を取得する予定です。

なお、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成23年12月期△270.06円、平成22年12月期△200.94円、平成21年12月期△225.33円となっており、マイナスの状況が続いております。当期についても、平成24年12月期第3四半期の1株当たり当期純利益は、△126.44円となっており、当社の経営状態は依然厳しい状況が続いております。当社は、本新株式及び本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による資金調達並びにその後の事業提携等の推進及び研究開発活動の推進を通じた細胞シート再生医療医薬品の事業化を実現して中長期的な安定事業基盤を確立し、将来において黒字転換を果たすことにより、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権の発行は、企業価値、株式価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社		
(2)	所 在 地	東京都港区赤坂二丁目 17 番 22 号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦		
(4)	事 業 内 容	投資事業		
(5)	資 本 金	10 百万円		
(6)	設 立 年 月 日	平成 24 年 2 月 1 日 (注 1)		
(7)	発 行 済 株 式 数	200 株		
(8)	決 算 期	1 月 31 日		
(9)	従 業 員 数	3 名		
(10)	主 要 取 引 先	みずほ証券株式会社、株式会社 SBI 証券		
(11)	主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行		
(12)	大株主及び持株比率	浦谷 元彦 (持株比率 100%)		
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成 22 年 1 月期 (注 2)	平成 23 年 1 月期 (注 2)	平成 24 年 1 月期 (注 2)
	純 資 産	△51	2	13
	総 資 産	271	817	245
	1 株 当 たり 純 資 産 (円)	△258, 390	10, 568	65, 616
	売 上 高	768	2, 532	724
	営 業 利 益	△32	386	14
	経 常 利 益	△32	386	14
	当 期 純 利 益	△61	53	11
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△308, 390	268, 959	55, 048
	1 株 当 たり 配 当 金 (円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※ 上記は、平成 24 年 12 月 11 日現在のものです。

※ 当社は、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関（株式会社トクチョー：東京都千代田区）に調査を依頼して確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

- (注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立されております。
2. 新設分割前のマイルストーン・アドバイザリー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）の業績です。）

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上述の通り事業提携等を含めた資金調達の実現を最優先課題として取り組んでおります。その中で、収益基盤の確立に向けた事業の進捗を図るため必要となる資金の調達についてどのような方法が当社にとって最良であるかをこれまで検討してまいりました。事業提携等による安定資金の調達は有力な方法の 1 つですが、現時点ではまだ具体化したものはございません。一方で、当社グループにとって、事業提携等を通じた安定資金の調達が実現するまでの間に必要となる自己資本拡充及び運転資金・研究開発資金の確保が喫緊の課題となっていることは上述の通りです。

そのため、今般の割当予定先を選定にあたっては、当社の事業内容や中長期事業計画を含めた当社の経営方針を尊重していただけることに加えて、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを検討基準として、割当予定先となり得る複数の事業会社・投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成 24 年 12 月 11 日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による本新株式及び本新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社とは、上述の検討過程において当社のフィナンシャル・アドバイザーであるガイア・パートナーズ合同会社の紹介で初回面談を行い、その後協議・交渉をしてまいりました。マイルストーン社は、平成 21 年 2 月に投資事業を目的として代表取締役の浦谷元彦氏により創業された東京に拠点を置く株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株式及び新株予約権の引き受けの実績を有しておりその払い込みも確実に行っております。（同社は、平成 24 年 2 月 1 日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社（旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社）による新設分割により設立され、従前の投資事業をそのまま引き継いでおります。）同社資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までの約 3 年 10 ヶ月間で当社を除く上場企業 16 社に対して第三者割当による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は全て行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、これまでの行使実績からは同社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。従って、本新株予約権についてもこれまでの事例と同様に同社による市場動向に応じた適時な行使が期待されます。

また、同社は、当社グループの当面の資金ニーズを理解して、本新株予約権のみならず本新株式の引受けについても応諾しており、当面の資金需要に対応した適時性のある資金調達を企図する当社にとって現時点で最も適した割当対象先であると判断いたしました。

本新株式に加えてさらに本新株予約権が全部行使された場合には、同社が当社の筆頭株主となる可能性があります。同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないと表明しております。

以上から、当社はマイルストーン社を本新株式及び本新株予約権の割当予定先として選定することが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先であるマイルストーン社との間に保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社の企業価値向上を期待した純投資であり、また本新株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については市場動向を勘案しながら売却する方針であると伺っております。

なお、当社は、マイルストーン社より本新株式の割当日（平成 24 年 12 月 27 日）より 2 年間に於いて、本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を締結する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、今般割当予定先であるマイルストーン社に対して本新株予約権と本新株式を併せて発行することから、以下のとおり、本新株予約権及び本新株式の引受けに係る払込みに係る資金の保有状況について検討致しました。

当社は割当予定先であるマイルストーン社より本新株式及び本新株予約権の引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しており、さらに同社より本新株式及び本新株予約権の引受けを同社の自己資金で行う旨の説明を受けております。また、以下の通り払込みに要する財産の存在について確認いたしました。

当社は、平成 23 年 2 月 1 日から平成 24 年 1 月 31 日に係るマイルストーン社（新設分割前）の第 3 期事業報告書を受領し、その損益計算書により当該期間の売上高が 724 百万円、営業利益が 14 百万円、経常利益が 14 百万円、当期純利益が 11 百万円であることを確認しました。また、その貸借対照表では平成 24 年 1 月 31 日現在の現金及び預金が 17 百万円であるところ、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領して平成 24 年 11 月 15 日現在の預金残高が 404 百万円であることを確認して払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

当社は、以上のとおりマイルストーン社の財務諸表に記載された数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことなどから、マイルストーン社が本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していると判断いたしました。

なお、マイルストーン社からは、本新株予約権の行使にあたり基本的に本新株予約権の行使を行い株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことを予定しているため一時に大量の資金が必要になることはなく、その円滑な実施のために当社の大株主との間で当社株式の貸借契約を締結する旨の説明を受けております。また、本新株予約権には行使制限条項として「本新株予約権の行使により、行使後に行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式の総数が、599,366 株（本新株式発行後の当社発行済株式総数（5,993,666 株）の 10%に相当する株式数）を超えることとなる場合、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない」という条件が付されております。従って、今般当社がマイルストーン社について確認した払込資金の金額は、本新株予約権の行使及び当社株式の市場売却を繰り返すというマイルストーン社による上述の説明も勘案した額に充分対応可能であると判断いたしました。なお、マイルストーン社は当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても本新株予約権と概ね同様のスキームで新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定であるマイルストーン社が本新株式及び本新株予約権の引受けに係る払込み並びに本新株予約権の権利行使に必要な資金を有しているものと判断いたしました。

(5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社の大株主である当社代表取締役 長谷川幸雄及び取締役 岡野光夫との間で、平成 24 年 12 月 11 日までに当社普通株式 274,000 株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付けに限り、これ以外の空売りを目的としない旨合意しております。

(6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株式及び本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 24 年 6 月 30 日現在）	
ファストトラックイニシアティブ 1 号 投資事業有限責任組合	5.05%
ジャフコ・バイオテクノロジー 1 号投 資事業有限責任組合	3.54%
ジャフコ・ジー九（ビー）号投資事業 有限責任組合	3.21%
ジャフコ・ジー九（エー）号投資事業 有限責任組合	2.93%
大日本印刷株式会社	2.56%
オリンパス株式会社	2.56%
岡野 光夫	2.40%
長谷川 幸雄	2.37%
三菱UFJキャピタル株式会社	1.79%
三菱UFJキャピタル3号投資事業有 限責任組合	1.28%

(注) 1. 上記の割合は、少数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成 24 年 6 月 30 日時点の株主名簿を基準としております。
3. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株式及び本新株予約権の行使による交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

8. 今後の見通し

現時点では、平成 24 年 12 月 4 日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び「マイルストーン開示の修正に関するお知らせ」で公表した業績予想及び事業計画に変更はありません。

なお、当社は今回の調達資金を「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することが今後の事業拡大及び収益の向上を図るために不可欠な財務体質の強化につながるものと考えておりますが、今回の調達資金を予定使途に従って活用した結果として業績に対する影響が生じた場合には直ちに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

・ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達には、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではない（本新株予約権のすべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではない）ことから、大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成21年12月期	平成22年12月期	平成23年12月期
連結売上高	87百万円	66百万円	86百万円
連結営業利益	△785百万円	△1,204百万円	△1,418百万円
連結経常利益	△788百万円	△1,002百万円	△1,358百万円
連結当期純利益	△790百万円	△1,009百万円	△1,442百万円
1株当たり連結当期純利益	△225.33円	△200.94円	△270.06円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	225.95円	358.34円	97.55円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成24年12月11日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,739,174株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	836,765株	14.5%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	1,139,869株	19.8%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	667,027株	13.7%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成21年12月期	平成22年12月期	平成23年12月期
始 値	—	1,400円	955円
高 値	—	1,548円	2,190円
安 値	—	678円	693円
終 値	—	921円	730円

(注) 1 平成22年3月16日に新規上場したため、平成21年12月期については記載しておりません。
2 平成22年12月期の始値は、新規上場日の始値です。

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	590円	820円	735円	727円	739円	804円
高 値	980円	840円	777円	845円	905円	815円
安 値	498円	680円	685円	700円	722円	721円
終 値	814円	735円	726円	735円	805円	753円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成 24 年 12 月 10 日
始 値	750 円
高 値	751 円
安 値	737 円
終 値	742 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

払 込 期 日	平成 22 年 3 月 15 日
資 金 調 達 の 額	2,056,000,000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1,500 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	3,825,000 株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	1,500,000 株
募 集 後 に よ る 発 行 済 株 式 数	5,325,000 株
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	平成 22 年 12 月期、平成 23 年 12 月期及び平成 24 年 12 月期の細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業における研究開発資金に 1,267,000,000 円を充当し、残額を平成 22 年 12 月期及び平成 23 年 12 月期の欧州での角膜再生上皮シート事業の立上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金に充当します。
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	平成 22 年 12 月期及び平成 23 年 12 月期の細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業の研究開発資金に 1,047,000,000 円を充当し、平成 22 年 12 月期及び平成 23 年 12 月期の欧州での角膜再生上皮シート事業の立上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金に残額を充当しております。

・第三者割当による第 4 回乃至第 8 回新株予約権

割 当 日	平成 23 年 10 月 4 日
資 金 調 達 の 額	985,742,000 円 (差引手取概算額)
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	5,325,000 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	746,100 株 (当初行使価額における潜在株式数)
割 当 先	野村証券株式会社に対する第三者割当方式
行 使 価 額	1,340.3 円 (当初行使価額)
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数 414,174 株 (残高 13 個、現在の行使価額 1,340.3 円)
発行時における当初の資金使途・支出予定時期	上記差引手取概算額 985,742,000 円については、平成 23 年 12 月期における細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業の研究開発資金に 30,000,000 円、平成 23 年 12 月期における欧米を中心とした細胞シート再生医療事業の立上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要

	な人材の採用・育成などに必要となる運転資金に 170,000,000 円、平成 24 年 12 月期における細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業の研究開発資金に 70,000,000 円、平成 24 年 12 月期における欧米を中心とした細胞シート再生医療事業の立上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金に 400,000,000 円、平成 25 年 12 月期の細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業における研究開発資金に 70,000,000 円、残額を平成 25 年 12 月期における欧米を中心とした細胞シート再生医療事業の立上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金に充当する予定です。
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	本日までに当該新株予約権の権利行使に係る資金調達額は 350,000,000 円となっており、平成 23 年 12 月期及び平成 24 年 12 月期における細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業の研究開発資金に 114,000,000 円、平成 23 年 12 月期及び平成 24 年 12 月期における欧米を中心とした細胞シート再生医療事業の立上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金に残額を充当しております。なお、本日別途公表の「第 5 回乃至第 8 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」の通り、平成 24 年 12 月 27 日において、同日時点で残存する全ての第 5 回乃至第 8 回新株予約権を取得し、取得後直ちに消却する予定です。

以 上

(別紙1)

株式会社セルシード 普通株式
発行要項

1. 募集株式の種類
普通株式
2. 募集株式の数
254,492 株
3. 募集株式の払込金額（発行価額）
1株につき 668 円
4. 払込金額の総額
170,000,656 円
5. 申込期日
平成24年12月27日
6. 払込期日
平成24年12月27日
7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、85,000,328 円（1株につき 334 円）とし、増加する資本準備金の額は 85,000,328 円（1株につき 334 円）とする。
8. 発行方法及び割当先並びに割当数
第三者割当の方法により、全株式をマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
9. その他
本普通株式の発行については、各種の法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とする。

以 上

(別紙2)

株式会社セルシード 第9回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社セルシード第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,439,700 円
3. 申込期日 平成 24 年 12 月 27 日
4. 割当日及び払込期日 平成 24 年 12 月 27 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマイルストーン・キャピタル・マネジメン
ト株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 973,500 株とする（本新株予約権 1 個
当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 1,500 株とする。）。但し、本項第(2)号
及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割
当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、
割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権
にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かか
る算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使
価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調
整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権
の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及
びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行う
ことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 649 個
8. 本新株予約権 1 個当たりの払込金額 金 5,300 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じ
た額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、668 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、平成 24 年 12 月 11 日開催の取締役会決議に基づく新株式発行に係る募集、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得する日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式で使用する時価及び既発行株式数並びに端数調整については、次に定めるところによる。
- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場（グロース）（以下「JASDAQ グロース」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成24年12月27日から平成26年12月26日（但し、平成26年12月26日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、以下の期間については、本新株予約権の行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。）の3営業日前の日から株主確定日までの期間
- ② 振替機関が必要であると認めた日
- ③ 第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は30日を越えないものとする。）その他必要な事項を当該期間の開始日の1ヶ月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 本新株予約権の行使により、行使後に行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式の総数が、599,366株（平成24年12月11日開催の取締役会決議に基づく新株式発行後の当社発行済株式総数（5,993,666株）の10%に相当する株式数）（但し、第10項第(2)号及び第(5)号記載の行

使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。以下本項において同じ。)を超えることとなる場合の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。

(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日から 4 ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「本取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、本取得日の通知又は公告を当該本取得日の 2 週間前までに行うことにより、本取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込価額と同額で、当該本取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第 11 項ないし第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社セルシード 人事総務部

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新宿通支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当予定先との間の契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 5,300 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前日（平成 24 年 12 月 10 日）の JASDAQ グロースにおける当社普通株式の終値 742 円に 0.9 を乗じて得た金額を基に決定した。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以上